

電気事業法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号) (抄)	1
○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) (抄)	3

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（権限の委任）

第四十六条（略）

2（略）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）

十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）

（一） 出力九十万キロワット未満の水力発電所に関するもの

（二） 火力発電所（汽力、ガスタービン、内燃力その他経済産業省令で定めるもの又はこれらを組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）に関するもの

（三） 燃料電池発電所に関するもの

（四） 太陽電池発電所に関するもの

（五） 風力発電所に関するもの

（六） 電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）に関するもの

（七） 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の送電線路に関するもの

（八） 配電線路に関するもの

（九） 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の電力系統に係る保安通信設備に関するもの

（十） 需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）に関するもの

（略）

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

十四・十五 (略)

十六 法第四十七條第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十八條第一項及び第三項から第五項まで、第四十九條第一項並びに第五十條第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにいて行われる電気工作物の工事に関するものに限る。）

(一) 出力九十キロワット未満の水力発電所の工事（出力を九十キロワット以上とする変更の工事を除く。）に関するもの

(二) 火力発電所の工事に関するもの

(三) 燃料電池発電所の工事に関するもの

(四) 太陽電池発電所の工事に関するもの

(五) 風力発電所の工事に関するもの

(六) 電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）の工事（電圧を三十万ボルト以上とする変更の工事及び周波数変換機器の容量を三十万キロボルトアンペア以上とし若しくは出力を三十万キロワット以上とし、又は整流機器の出力を十キロワット以上とする変更の工事を除く。）に関するもの

(七) 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の送電線路の工事（電圧を三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）以上とする変更の工事を除く。）に関するもの

(八) 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の電力系統に係る保安通信設備の工事に關するもの

(九) 需要設備の工事に関するもの

十七 法第五十一條第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（九）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）

十八〜二十六 (略)

二十七 法第六六條第三項及び第七七條第二項の規定に基づく権限（法第一百四條第一項又は第二項の

(略)

電気工作物の工事が行われる場所を管轄する産業保安監督部長

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

(略)

小売電気事業若しくは特定卸供給

規定により委員会に委任されたものを除く。）

二十八～三十四 (略)
三十五 法第七百七条第四項の規定に基づく権限であつて、ボイラー等又は格納容器等の溶接をする者に
関するもの

三十六～三十九 (略)

事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等若しくは格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
(略)
ボイラー等又は格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
(略)

4 (略)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) (抄)

(技術基準適合命令)

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(工事計画)

第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 (略)

4 事業用電気工作物を設置する者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を主務大臣に届けなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届けなければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をししようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 前条第三項各号に掲げる要件

二 水力を原動力とする発電用の事業用電気工作物に係るものにあつては、その事業用電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、主務大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(使用前検査)

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるもの（第一百十二条の三第三項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について主務省令で定めるところにより主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

第五十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、その事業用電気工作物を仮合格とすることができる。

2 (略)

(使用前安全管理検査)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては主務大臣が行う審査を受けなければならない。

4 (略)

5 第三項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第三項の審査の結果（前項の規定により通知を受けた審査の結果を含む。）に基づき、当該事業用電気工作物を設置する者の使用前自主検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 主務大臣は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第一百六条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 13 (略)

(立入検査)

第一百七十七条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 18 (略)

(権限の委任)

第一百四十四条 経済産業大臣は、第一百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第一百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第一百五十五条、第一百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第一百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 (略)

4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5・6 (略)